

イトマンスイミングスクール横浜校
会員 各位

イトマンスイミングスクール横浜校
スクール長 石橋 宏一

【インフルエンザに対する特別規定について】

平素は当スクールをご利用いただき、誠にありがとうございます。さて今日、インフルエンザが流行している中、小中学校、幼稚園では学級閉鎖などの対応が取られているとの情報があります。我々健康産業を営んでいる者として、皆様の健康を第一に考え、更なる感染拡大を防ぐためにもインフルエンザに対する規定を設けましたので、下記の表を参照していただき、皆様のご理解ご協力を賜りたく存じます。

記

	会員		従業員
	授業	対応	授業
本人が発病した場合	完治するまで授業は 欠席してください	特別振替①	完治するまで 出勤停止
本人は発病していないが 通っている学校で学級閉 鎖が行われた場合	閉鎖期間中は 出席を自粛してください	特別振替②	
本人は発病していないが 通っている学校で学年・学 校閉鎖が行われた場合	閉鎖期間中は 出席を自粛してください		
本人のご家族が発病した 場合	移っている可能性が有ります ので、潜伏期間中(一般的に3 日程度)は出席を自粛してくだ さい		

※特別振替①・・・利用期間は出席予定日の翌々日から2ヶ月以内で受講可能

※特別振替②・・・利用期間は出席予定日の翌々日から2ヶ月後の28日まで受講可能

◎通常の自己都合のお休みとは別で振替していただけます。

また、当スクールの従業員は予防接種を受けておりますが、授業運営において安全が確保できる指導者数が確保されないと判断できるほど多数感染した場合には、臨時休校する場合がありますので予めご了承ください。

その際には、当日ご自宅へ臨時休校のお知らせをお電話にてさせていただきます。また、ホームページにも掲載しますので『イトマンスイミングスクール横浜校』と検索していただき、『会員の皆様へ』の欄をご確認ください。